平成31年度事業計画書

本年度は、昨年度李克強国務院総理の来日、安倍内閣総理大臣の訪中という両国首脳の往来による日中関係の正常軌道への完全な回復を受け、習近平国家主席の来日が期待されるなど両国関係の更なる深化が見込まれ、日中両国政府間では、両国国民、特に若い世代の相互信頼・理解を更に醸成し拡大する観点から、今年を「日中青少年交流推進年」と定め、今後5年間で3万人規模の青少年交流を実施していくことなども合意されている。

他方、米中貿易摩擦、自国第一主義等を背景として、世界経済の不確実性が増すなか、「米中ハイテク冷戦」とも称される経済・安全保障問題動向と中国経済の下振れリスクは、対中ビジネスを展開する日本企業の懸念事項となりつつある。

日中経済協会は、このような情況に鑑み、以下を重点としつつ、国際協調と市場経済に根ざす中国の構造改革の進展を促し、それに伴うビジネス環境の継続的な改善に資する交流とビジネス協力に注力する。

1. 日中経済協会合同訪中代表団

(1)1975年以来、毎年派遣。中国国家指導者、経済関係政府機関との間で両国及び世界、地域の経済情勢や両国経済関係強化を巡る諸課題について直接対話と交流を行っている。2015年(第41回)からは日本経済団体連合会、日本商工会議所との合同派遣。

(2)平成 31 年度(第 45 回)派遣案

- ①派遣時期:主要国際会議、中国側の主要行事に重ならない時期を考慮し、検討中
- ②活動内容など
 - 1) 習近平国家主席または李克強国務院総理との会見
 - 2) 主要3経済官庁(国家発展改革委員会、商務部、工業信息化部)との全体会議
 - 3)企業視察等の交流
 - 4) 地方訪問: 内モンゴル、京津冀(北京中関村、天津、雄安新区)、貴州、重慶・四川、陝西、 等を検討

※今後、視察先を絞り込む。

2. 省エネルギー・環境協力の推進

- (1) 第 13 回日中省エネルギー・環境総合フォーラム(日本開催予定)
 - ①開催時期

両国政府との共催で年内に日本国内にて第13回フォーラムの開催を計画。 開催時期は双方主催者代表の都合、協力案件形成の進捗等を勘案して協議中。 日中双方の主催者と調整し、決まり次第速やかにご案内。

②技術交流会

案件形成促進のため、本フォーラムに先立って技術交流会を中国にて実施。 時期は7月~8月頃を想定。(これまでの開催地例:青島、瀋陽、天津)

③分科会

分科会テーマは協会会員、日中省エネ環境ビジネス推進協議会メンバー等の要望を踏まえ、 共催者の両国政府部門と検討する。分科会の運営に関し、交流時間の確保や、サイト・ツアー の企画等により、案件形成機会を創出。(会員企業から分科会テーマ、プレゼン、展示、視察 受入等に関し、提案を随時歓迎。)

因みに 2018 年の分科会は次の 5 つ。

- 1)省エネ技術イノベーションシステム構築
- 2) クリーンコールテクノロジーと石炭火力発電
- 3)循環経済
- 4) 自動車の電動化・スマート化
- 5) 日中長期貿易(水循環改善における技術イノベーション)

(2)省エネ、環境分野の企業マッチングの推進

2018 年は、地方政府、企業団体の訪日団が大幅に増加し、活発な交流活動が展開された。省エネ、環境保護分野のビジネス・マッチングに対する関心も高く、前述の技術交流会開催を希望する省・市も増えている。こうした状況を踏まえ、この分野に積極的な地方政府、開発区、業界組織等とのパートナーシップを引き続き活用して中国のニーズを把握していくとともに、中国市場への参入や中国企業とのビジネス提携を企図する日本企業の省エネ・環境関連技術やサービスとのマッチングを推進し、案件形成をサポートする。

また、第 12 回日中省エネルギー・環境総合フォーラムで新たな協力のテーマとして注目された 水素エネルギーの活用については、日本企業が優位性を発揮できる分野であることから、ニーズ の掘り起こしに向けた活動を促進する。

3. ビジネス環境改善に向けた事業展開

(1)ビジネス環境改善

- ①賛助会員企業へのアンケート調査などの手法を用いて、中国ビジネスにおける日本企業が抱える問題点の把握に努め、日中両国政府当局に対し随時改善に向けた要望を申し入れる。 また、中国商務部及び在日中国大使館商務処との間で、引き続き中国ビジネス環境改善要望のフォローアップを行う。本年度の重点テーマは以下の通り。
 - ・知的財産権保護:実効性の強化など更なる改善要望
 - ・外資導入拡大政策: 昨年の合意事項の早期実施、更なる規制緩和と環境整備、実効性ある 「外商投資法」制定による各種手続きの簡素化などに期待
 - ・公平性・透明性の向上:サイバーセキュリティ法や環境規制強化などへの対応
- ②平成30年度から始まった「日中民商事法セミナー」(中国側:国家発展改革委員会。日本側: 国際民商事法センター)での「ハイテク分野交流」へは、引き続き積極的に協力・参画し、継続 的な事業展開が可能なプラットフォームへの発展に向け努力する。平成31年度は、日本で開 催する。

(2)貿易・投資管理強化への対応

米中貿易摩擦を念頭に、中国が進めている「輸出管理法」制定に向けた動きとともに、FIRRMAによる新投資規制や ECRA による新輸出規制の運用など米国の貿易・投資管理の動向についても継続的に注視し、会員企業に対して適時適切に情報提供を行う。また今年制定されることが予想される中国の「外商投資法」の投資管理に係る条文についてもフォローする。会員企業をはじめとする日本企業の対中ビジネスにおける問題点を整理し、グローバルスタンダードに基づく透明性、公平性、一貫性、予見可能性が確保された規制の適正な運用を求めていく。

4. 新たな日中産業協力の推進

(1)日中産業協力の推進

中国消費構造の高度化及び第 4 次産業革命の進展に対応する「新次元の日中産業協力」の構築に向けて、引き続き協会として以下の新興ビジネス分野の中での具体的取組を目指す。

- ①製造、交通等各方面での自動化・スマート化(自動運転など)
- ②環境・エネルギー(水素エネルギー、EV・バッテリー、海洋プラスチックごみ問題、土壌汚染対策等)
- ③中国の医療・介護・越境 EC・物流・観光等に係るサービス(関連機器等を含む)
- ④ニューエコノミー・金融(シェアリングサービス、電子決済、フィンテック、ブロックチェーン等)
- ⑤都市開発(都市交通・スマートシティ・スーパーシティを含む)、質の高いインフラ整備(電力・エネルギー、交通、水処理、通信、物流、地域開発等)

(2)第三国市場協力への対応

日中両国企業による第三国市場協力については、今後の日中両国政府の統一的方針・計画 や賛助会員企業などのニーズ等に基づいて対応していく。

(3)日中イノベーション協力への対応

昨年10月、日中両国政府は「日中イノベーション協力対話」を創設し、この対話の下でイノベーション及び知的財産分野に関する協力を進めること等に関する覚書に署名していることから、今後の両国政府の統一的方針・計画や賛助会員企業などのニーズ等に基づいて対応していく。

(4)日中企業間イノベーション協力に向けた交流

中国の新しいトレンドへの理解を深めるとともに、製造業やサービス・IT 分野での日中間イノベーション・起業協力の促進に資するべく、世界的にも注目を浴びる中国のスタートアップ・ベンチャーなど次世代企業との交流を図るためのミッションの北京・中関村、天津、深圳、杭州等への派遣を検討する。

(5)中国企業家との交流

中国企業家倶楽部等の民営企業家組織、中欧国際工商学院等中国ビジネススクール他との間で、民営企業経営者の受入を通じ賛助会員をはじめとする日本企業との対話及びビジネス・マッチングを進める。

(6) 在北京事務所を活用した中国政府との対話

日中間で関心の高いテーマについての理解を深めるため、在北京事務所を通じた中国政府との対話機会を設ける。

5. 地方との交流と中国の地域振興への協力等

(1)重点省・市との交流事業

各地方の地域振興政策・戦略を踏まえて、日本企業の関心及び当該省・市の日本との交流意 欲等を勘案の上、地方省・市との経済交流事業を継続する。会員企業のビジネス、中国側の 地 域振興、協会の収益改善に裨益する活動を優先実施する。山東省、湖北省、京津冀地区、西部 (四川省、重慶市、貴州省等)、華東(上海市、浙江省等)、華南(広東省、福建省等)、東北(遼寧 省、吉林省、黒龍江省、内モンゴル等)などとの情報交換を継続する。

(2)地方視察

会員企業のビジネスに資するべく、中国の地方への理解を深めビジネスチャンスを発掘すること を目的として、地方視察団の組織・派遣を検討する。

(3)中国東北地域振興協力

中国東北三省一自治区(遼寧省、吉林省、黒龍江省、内モンゴル自治区)とともに、ビジネスニーズを具体化するためのプラットフォームとして、地方政府・自治体、企業等の関係者が一堂に会し、協力のあり方に向けた議論を深めるとともに、マッチング交流を行う「日中経済協力会議」を夏頃に黒龍江省で開催する予定。

(4)世界園芸博における日本国政府の出展への協力(2019年4~10月、於・北京市)

2017 年度から屋外展示実行委員会のオブザーバとして、会員企業をはじめとした日本企業の出展への協力・協賛のご案内、展示内容への具体的な提案等を行っており、平成 31 年度は出展成功に向けて主催者・出展企業と連携した協力を進める。

6. 対中リーダー交流

中国の中央政府・地方政府及び産業界等のリーダーと会員企業との交流機会を積極的に設ける。

7. 調査・情報サービス

(1)Eメール等による情報提供の充実

「JCEA ニュース」等を通じて国務院常務会議や政府機関等の政策発表など賛助会員のニーズに沿った情報提供を迅速に行う。本年度は特に速報性を重視し、週3回の発信に努める。また、一般向け及び賛助会員向けホームページでの情報提供を充実させる。

(2) 賛助会員セミナー・相談会等の充実

米中貿易摩擦問題、中国のマクロ経済運営と構造改革、日中両国の産業高度化、両国企業による第三国市場協力など、時宜に適った関心の高いテーマに関する賛助会員向けセミナ

一の開催に努める。また、中国の法務、税務、労務等に関する相談会等を充実させる。 セミナー開催にあたっては、可能な限り計画的に実施する。

(3)出版物による賛助会員及び一般読者への情報提供

『日中経協ジャーナル』(月刊)、『中国経済データハンドブック 2019 年版』の内容について、変化の激しい国際環境や新時代の日中経済協力を念頭に置きつつ、賛助会員をはじめとする読者のニーズを反映するなどして改善を図る。

『中国投資ハンドブック』については、中国での「外商投資法」の制定動向をみながら改 訂版の作成を検討する。

(4)21 世紀日中関係展望委員会の継続、充実化

国際環境が不透明感を増すなかで、持続可能な中国経済の成長への貢献や日中経済関係の更なる深化を目指した議論を深めるため、時代の変化に則した新たな視点からの提案を行うべく「21世紀日中関係展望委員会」の継続・充実を図る。

(5)日中経済知識交流会

NPO法人アジア経済知識交流協会及び日中経済知識交流会からの委託を受け、本年度より日中経済知識交流会の事務局業務を行う。これまで、中国国務院発展研究センターとの間で 36 回開催されており、本年度は5月下旬に宮城県仙台市で第37回を開催する予定。本交流会で議論された内容は、当協会各種事業に積極的に活用する。

8. 日中両国の次世代を担う青年の相互理解・信頼強化支援

当協会は、2007 年度から、中国日本商会と中国日本友好協会が主催する「走近日企・感受日本」中国大学生訪日研修事業に関し、協力機関として、受け入れ実務を担当してきた。2019 年度においても引き続き受け入れを行うこととし、第24回を5月下旬、第25回を11月下旬に、それぞれ実施する予定。

9. 他団体への協力事業

- (1)日中投資促進機構、日中長期貿易協議委員会の運営や事業活動に対して引き続き協力・ 支援を行う。2019 年 4 月に日中東北開発協会との統合を行うことに伴い、同協会が実施してい る事業の重要性と継続の必要性に鑑み、協会内に「日中東北開発部会」を設置して事業を承 継する。
- (2)日中友好 7 団体として他の関係 6 団体や日本中華総商会、在日中国企業協会等の華人団体とともに日中間の諸行事に積極的に協力する。特に 2019 年度では 6 月の G20 開催時に習近平国家主席の来日が期待されており、それに伴う日中友好 7 団体としての関連行事の実施が想定される。